資料３－３

公立大学法人山口県立大学の法人組織（案）

法人化の基本理念
①教育研究の活性化
②地域貢献・地域連携の強化
③大学運営の効率化
→ 制度設計

法人の制度設計の柱
①トップマネジメントの発揮
②全学的な視点による運営体制
③学外者の参画による開かれた大学づくり

理事長選考会議

設置（１０条３項）

代表者

□経営審議会選出委員　：４名
（うち**学外者**３名）
□教育研究評議会選出委員：４名
（うち**学外者**１名）
＊理事長（学長）は選出委員対象外

構成（１０条３項）
学外者（１０条４項）

経営審議会及び教育研究評議会から推薦を受けた者（学長となる理事長候補者）の中から選考

法人規程で定める

代表者

学長となる理事長選出

理事長（＝学長）

１０条２項

経営審議会、教育研究評議会の議を経て意思決定

９条２項、３項

任命（１１条１項）　任期４年＋２年（再任１回）法人規程　※設置後最初の学長の任期は２年（附則３項）

- 経 **副理事長**（事務局長　）　法人規程
- 経 理事（非常勤　**学外者**）
- 教 理事（**副学長**　）　法人規程
- 教 理事（非常勤〔地域貢献担当〕**学外者**）→ １１条２項

定数（８条）

知事

任命申出（１０条１項）
任命

任命（１１条３項）

定数（８条）

監　事　２名

◎出資財産（２５条）
・土地
・建物：校舎、宿舎等

経営審議会

設置（１３条１項）　理事（２名）

・理事長
・副理事長（事務局長）
・理事（非常勤　**学外者**）
・理事長が指名する職員
・**学外者**（理事の学外者と合わせて委員数の１／２以上）

１０名以内

構成（１３条２項）
学外者（１３条３項）

審議事項（**経営**に関する事項）１７条１項

①中期目標に対する意見
②中期計画・年度計画に関すること。
③法により知事の認可又は承認に関すること。
④学則、会計規程等の制定・改廃に関すること。
⑤**学部、学科等**の重要な組織の設置・廃止に関すること。
⑥**職員の人事に関すること(経営に関する事項)。（定数管理、給与制度、採用・昇任の方針等）**
⑦予算作成・執行・決算に関すること。
⑧組織・運営の自己点検評価に関すること。
⑨その他理事長が定める重要事項

※⑤及び⑥（教員の人事に関する事項に限る。）については、あらかじめ教育研究評議会の意見聴取を義務づけ。１７条２項

設置、構成、権限等は、法人規程で定める

◆全学的視点
◆公正性、透明性、客観性の確保

人事委員会

（経）（教）
（学外者含む）
◆採用・昇任のための選考
◆人事の基準・手続き等

教授会

教育研究評議会

理事（２名）　設置（１８条１項）

・学長となる理事長
・副学長（理事）
・理事（非常勤　**学外者**）〔地域貢献担当〕
・法人規程で定める者（学部長、研究科長、図書館長等）
・学長となる理事長が指名する職員
・**学外者**（理事の学外者と合わせて２名以上

２０名以内

構成（１８条２項）
学外者（１８条３項）

審議事項（**教学**に関する事項）　２２条

①中期目標に対する意見
②中期計画・年度計画に関すること。
③法により知事の認可又は承認に関すること。
④学則等の制定・改廃に関すること。
⑤教員人事に関すること（経営に関する事項**その他法人規程で定める事項**を除く。）。
⑥教育課程編成方針に関すること。
⑦学生の円滑な修学等に必要な助言、指導等に関すること。
⑧学生の入学・卒業・課程の修了その他学生の在籍及び学位授与方針に関すること
⑨教育研究の自己点検評価に関すること。
⑩その他理事長が定める重要事項